

## 第441回 石川地方最低賃金審議会 議事録

開 催 日 時	令和3年7月28日 水曜日 9時00分～10時05分					
開 催 場 所	金沢駅西合同庁舎 別館2階 共用第2会議室					
出席委員	公益代表委員	粟田真人	木村 弘	高見俊也	中村雅代	本間 学
	労働者代表委員	大塚佳代	黒谷治夫	小水康史	徳本喜彰	南 芳雄
	使用者代表委員	尾崎良一	眞田昌則	敷波利子	橋本政人	深見正裕
	欠 席 委 員	なし				
	事 務 局	吉田労働局長 田沼労働基準部長 川崎賃金室長 春日賃金指導官 春名賃金調査員 西宮監督課調査員				
議 題	<p>(1) 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について</p> <p>(2) 最低賃金に関する実態調査結果について</p> <p style="margin-left: 20px;">① 賃金改定状況調査結果</p> <p style="margin-left: 20px;">② 最低賃金に関する基礎調査結果</p> <p>(3) その他</p> <p style="margin-left: 20px;">① 資料説明</p> <p style="margin-left: 20px;">② 特定（産業別）最低賃金の改正申出について</p> <p style="margin-left: 20px;">③ その他</p>					
議 事 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 別紙のとおり</li> </ul>					

令和3年度 第441回石川地方最低賃金審議会 議事録

令和3年7月28日（水）

9時00分～10時05分

金沢駅西合同庁舎 別館2階共用第2会議室

【高見会長】 おはようございます。定刻となりましたので、始めたいと思います。  
第441回石川地方最低賃金審議会を開会いたします。  
まず、審議会の成立状況につきまして報告をお願いいたします。

【事務局】指導官 ただいま、公益委員の栗田先生ですけど、ちょっと遅れておりました、後ほどご出席いただく予定になっております。本日、全委員ご出席予定となっております。現在、15名中、栗田先生を含めまして15名のご出席で、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定員数、委員の3分の2以上または公労使各委員の3分の1以上に達しておりますので、本審議会は有効に成立していることをご報告申し上げます。  
また、本日の審議会は公開となっており、傍聴希望者1名が入っております。

【高見会長】 それでは、議事に入ります前に、本日の議事録確認者を指名いたしたいと思えます。公益は私、高見が行います。  
労働者側は小水委員、お願いいたします。  
使用者側は橋本委員、お願いいたします。  
それでは、議事に入ります。  
まずは、議題（1）の令和3年7月16日に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣宛てに答申されました、令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、これを事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】室長 おはようございます。  
まず、お手元の資料ナンバーが振ってございます資料がございますけれども、こちらの資料の1番目、1ページをご覧ください。  
これは、去る6月22日に、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対しまして諮問いたしました、令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、7月16日

付で同審議会から答申がなされております。その答申内容につきましてご説明をさせていただきます。

まず、答申内容ですが、5項目の答申内容となっております。

1ページに書いてございますけれども、まず第1項目めには、令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

2項目めには、意見の一致をみるに至らなかったことから、上記目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するとされております。

公益委員見解は、この次の2ページから3ページの別紙1となっております。また、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告につきましては、4ページから6ページまでの別紙2となります。この別紙1、別紙2につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

また戻っていただきまして、次に、3項目めには、地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するとされております。

次に、4項目めは、政府に対する要望となっております。中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望するとなっております。

最後に、5項目めには、行政機関に配慮を要望するとなっております。行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望するとされております。

これらの5項目が答申として記載されております。

次に、2ページ目、公益委員見解の2の(1)をご覧ください。目安小委員会の今年度の目安審議に当たっての基本的な考え方といたしまして、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略

実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意した調査審議が求められたことについての特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきたとされております。

次に、3ページの2の(2)をご覧ください。生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認されております。

続きまして、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告ですが、4ページ目からの別紙2というのがあります。こちらの小委員会報告におきまして、労働者側見解、使用者側見解が記載されております。それぞれの意見に隔たりが大きかったため、遺憾ながら目安を定めるに至らなかったという状況が報告されております。

まず、労働者側の委員の見解といたしましては、現在も新型コロナウイルス感染症による影響は予断を許さない状況であるが、コロナ禍から1年余が経過した今、先行きを見通す環境は確実に変化していることから、今年度は、ワクチン接種や世界・日本経済の回復など昨年度とは明らかに異なる環境変化を見極めた上で議論を尽くす必要があるとの認識を示した。その上で、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、有額の目安を示すことで、セーフティネットとしての機能を果たし、最低賃金法第1条にある「国民経済の健全な発展に寄与する」という目的を達成するべきであると主張しております。

さらに、日本の最低賃金は国際的に見ても低位であり、諸外国ではコロナ禍でも最低賃金の引上げを行っている中、グローバルスタンダードを見据え、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべきであると主張しております。

また、エッセンシャルワーカーなど、コロナ禍で懸命に働き続けている労働者の努力に報いるためにも、最低賃金の引上げを行うべきであるとともに、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクなどの恒常的な支出増が、最低賃金近傍で働く者の家計に大きな影響を与えていることも考慮すべきであるとし、加えて、1年余のコロナ禍により労働者の生活困窮度は深刻さを増し、緊急小口資金等による貸付はリーマンショックの50倍となっており、労働者は賃金を得て返済するしか術はないと主張しております。

さらに、中小企業が賃上げしやすい環境整備に向けては、最低賃金引上げの各種支援策の拡充と各省庁が連携した周知や、中小企業が生み出した付加価値を確実に価格に転嫁できる環境整備が重要であるとし、政府も政策対応をはかっていることを踏まえて審議すべきとも主張しております。

次に、使用者側委員見解といたしまして、最初の緊急事態宣言から1年3ヶ月経過し、足下では新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の兆候が見られ、第5波の到来が懸念されているうえ、休業要請等により経済活動が抑制された状況では、業況の回復はほど遠く、中小企業への貸付残高も上がっており、事業を立て直す上で

も大きな負担となっていると指摘した上で、中小企業は、価格転嫁が困難であり、労働分配率も高く、コロナ禍では、従前にもまして、賃金支払能力が乏しい状況にあるとの認識を示しております。

今年度は、コロナ禍における中小企業、とりわけ厳しい状況にある業種の中小企業の窮状を考慮すると、3要素のうち通常の事業の賃金支払能力を最も重視して審議を進めるべきであり、企業の業況が二極化している状況を踏まえ、平均賃金や平均的な状況のみに着目するのではなく、とりわけコロナ禍の影響が深刻な宿泊・飲食、交通・運輸などの業種における経営状況や賃金支払余力に焦点を当てるべきであると主張しております。

さらに、経済界が事業の存続と雇用の維持に最大限努めた結果、雇用情勢が悪化する状況には至っていないが、雇用への影響がデータに表れてからでは手遅れであり、最低賃金の引上げが雇用調整の契機となることは避けるべきであることや、最低賃金の引上げによって、企業の人件費を増やした結果、倒産など雇用調整を招く懸念があり、そのトリガーを引くことになることは避けなければならないと主張しております。

以上の主張を踏まえまして、目安小委員会では、目安の取りまとめを行ったが、労使の意見の隔たりが大きく、目安を定めるに至らず、公益委員見解を示したとされております。

この後の5として、6ページをご覧ください。公益委員見解及びその取扱いというのが示されております。

この中で、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望すると述べられているところです。

以上、答申の内容の説明となります。

【高見会長】 ただいまの説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。労働者側の皆さん。

【小水委員】 特にないです。

【高見会長】 使用者側の皆さん。

【橋本委員】 特にないです。

【高見会長】 公益の皆さん、よろしいですか。

特にご質問等もないようですので、今年度の改正金額につきましては、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会報告の内容を参考にしながら、専門部会で審議していくことといたしたいと思えます。

次に、議題（２）の①賃金改定状況調査結果及び最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、ご説明をお願いいたします。

【事務局】 指導官 では、ご説明いたします。

それでは、まず、賃金改定状況調査の結果についてご説明いたします。

資料No.は２番、ページ数でいうと、今日配付いたしました資料の７ページ、令和３年賃金改定状況調査結果をご覧ください。

今年度の中央最低賃金審議会の審議に資するため、厚生労働省が本年５月から６月にかけて実施したもので、対象は今年の６月の賃金となっております。調査対象事業所、調査事項等につきましては、お手元の資料の調査概要の内容をご確認ください。

令和３年度賃金の引上げ状況につきましては、配付いたしました資料の１２ページ及び１３ページ、第４表、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率をご覧ください。石川県は目安ランクがＣですが、表の左上にございますとおり、今年度の賃金上昇率は０.５％となっております。ちなみに、令和２年の賃金上昇率は１.３％でございました。

続きまして、最低賃金に関する基礎調査の結果についてご説明いたします。

本調査は、石川地方最低賃金審議会の審議に資するため、石川労働局が本省から送付された名簿の中から石川県内にある地域別最低賃金適用産業１,３９９、特定最低賃金適用産業７４８の合計２,１４７の事業所を対象に、本年５月下旬から７月上旬にかけて実施いたしました。

調査項目は、性別、就業形態、年齢、勤続年数、本年６月の賃金、労働日数、１日の所定労働時間数となっております。

集計結果を取りまとめた総括表につきましては、本日配付いたしました資料、別冊１をご覧ください。表紙を１枚おめくりいただいて、No.１からNo.６の資料が総括表となっております。

次に、今回初めて委員になられた方もおられますので、総括表の見方について、簡単にご説明いたします。

別冊 1 の 1 ページをご覧ください。総括表は A 3 サイズとなっております。

上段の真ん中あたり、総括表（1）の右隣に「産業」とございますが、これは調査対象事業所を産業別に分類したもので、「地賃適用産業のみ」とは、石川県内で特定賃金が適用される産業を除いた地域別最低賃金のみが適用される産業を表しております。

No. 2 から No. 6 の資料につきましても、対象となる産業が表示されております。

資料 1 ページに戻っていただいて、次に総括表の左端の項目をご覧くださいと、「時間当たり所定内賃金（3 手当を除く）」とございますが、これは、実際に支払われた賃金ではなく、欠勤、退勤、早退等することなく働いた場合に支払われる基本給 1 時間当たりの金額です。

なお、この所定内賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・深夜・休日などの割増手当は含まれておりません。

賃金額は階級別となっており、現在の石川県最低賃金より 10 円低い 822 円から 50 円高い 883 円までを 1 円刻み、それから 884 円から 889 円を経て、890 円以降は 10 円刻み、1,000 円以降は 100 円刻みになっています。

次に、1 ページに戻っていただいて、時間当たりの所定内賃金の隣に合計の欄がございますが、これは総括表に示された産業における累積の全労働者数を示しております。

なお、この労働者数は、実際に調査を実施した人数を、復元率を用いて計算した人数となっております。

次に、賃金階級ごとの合計欄ですが、上段が賃金階級ごとの累積労働者数で、下段の括弧内が累積の構成比、つまり、当該賃金が労働者全体の何%までの比率に達しているかを示しております。

裏に行きますと、現在の石川県最低賃金である時間当たり 833 円の欄をご確認ください。合計欄の上段に「5515」、下段に「(3.1)」とありますが、これは、石川県内で特定賃金が適用される産業を除いて、地域別最賃のみが適用される産業の全労働者 177,286 人のうち、賃金が 833 円以下の労働者が累積で 5,515 人おり、労働者全体の 3.1%に達していることを示しています。

あと、規模別、地域別、年齢別につきましても、同様の見方をいたしますので、後ほどご確認ください。

以上が総括表の見方となります。No. 2 から No. 6 はこの産業における総括表となりますので、併せてご確認ください。

最後に、最低賃金を引き上げた場合の引上げ額、引上げ率と影響率の関係についてご説明いたします。本日配付いたしました資料の別冊 1 の 19 ページ、最低賃金

引上げ額・率と影響率の関係表をご覧ください。

こちらの資料は、先ほどご説明いたしました総括表、別冊1のNo.1の資料を基に用いて作成したものです。

なお、影響率とは、最低賃金が改正された場合に当該最低賃金を下回る労働者、つまり、最低賃金の改定により影響を受ける労働者の全体に対するパーセンテージを表すものです。

具体的に言いますと、例えば、これは仮定の話として、石川県最低賃金の引上げ額が3円、836円となった場合について、ご覧の表の項番4をご覧ください。最低賃金の引上げ額が3円ですと、引上げ率は0.36%、影響率は3.95%、未満労働者数が7,003人となります。これは、石川県内で特定最賃が適用される産業を除いて、地域別最低賃金のみが適用される産業の全労働者のうち3.95%の労働者、つまり、7,003人の労働者の賃金が最低賃金未満になるという意味です。

あと、最後に、本日配付いたしました資料を1枚おめくりいただいて20ページ、時間額に対するその該当労働者数の分布及び、もう1枚めくっていただいて21ページ、時間額に対するその該当労働者数の累積度数分布は、賃金階級別に該当する労働者の分布を示すグラフとなっております。

以上で、賃金改定状況調査・最低賃金に関する基礎調査の結果についての説明を終わります。

【高見会長】 ただいまの賃金改定状況調査結果、それから、最低賃金に関する実態調査結果の説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

労働者側の皆さん、よろしいですか。

【小水委員】 すみません、資料の確認だけ。

【高見会長】 はい、どうぞ。

【小水委員】 別冊1のほうの総括表を見れば分かるんですけども、19ページのこの表の続きがもしあればいただけんかなということで。影響率のA4、1枚のペーパーの続きが。

【事務局】 指導官 引上げ額が31円以上ということですか。

【小水委員】 そうです、そうです。

【事務局】 指導官 分かりました、はい。

【高見会長】 じゃ、次回。

【事務局】 室長 次回の専門部会でよろしいですか。

【事務局】 指導官 専門部会で用意します。

【高見会長】 そのほかの労働者側の皆さん、よろしいですか。

使用者側の皆さん、いかがですか。

公益の皆さんもよろしいですか。

質問もないようですので、続きまして、議題（３）その他①の資料説明ですが、賃金調査結果以外の資料について説明をお願いいたします。

【事務局】 室長 資料の説明ばかりですみません。それでは、私の方で資料の説明をさせていただきます。

まず、資料の内訳なんですけれども、資料No. 1 からNo. 9 まで振りました資料目次と、先ほど説明した別冊 1、別冊 2、別冊 3、別冊 4 という構成になってございます。

まず、資料ナンバーがついております資料から順番に説明をさしあげます。

資料No. 3、ページでいくと 17 ページから 18 ページをご覧ください。この資料は、私どもが年度当初に 4 月から活用の周知ということで賃金室のほうで作成しました業務改善助成金のリーフレットから抜粋したものになります。制度については若干説明をさせていただきます。

17 ページの下の方と 18 ページの上に流れというものが書いてございますけれども、まず、労働局に対しまして交付申請というものをさせていただきます。その際、交付申請するに当たりまして、賃金の引上げの予定日とその日付が記載された就業規則、あと、購入予定の器具などの見積書などの関係資料と一緒に労働局に提出していただく必要がございます。労働局に提出されました様式につきましては、申請内容を審査させていただいた後、交付決定書とその事業者さんに送付いたします。その後、交付決定を受けました事業者さんは、賃金引上げと器具の購入について、どちらが早くても構わないんですけれども、両方ともやっていただくということが前提であります。その後、賃金引上げと器具の購入が完了した時点で、再度、労働

局に賃金引上げが確認できる賃金台帳の写しと、器具を購入しました領収書を提出いただくと、私どものほうで審査して、一定の金額を助成させていただくという流れになっております。

これが 17 ページ、18 ページのリーフレットから説明をさせていただきました。

次に、資料番号 4 の 19 ページをご覧ください。

こちらは前回もお出ししたもののなんですけれども、全国の平成 27 年度から令和 3 年 6 月までの業務改善助成金の申請及び交付決定の件数が記載されてございます。

次の 20 ページにつきましては、石川労働局の交付申請、これは今年度の状況が記載されております。

それと、21 ページからが、平成 27 年から令和 3 年度までの全国の状況、22 ページが、石川県の平成 25 年から令和 3 年までの実績であります。

23 ページが、昨年度の状況、交付申請の一覧になります。

24 ページが、今現在 6 月末まで 6 件お預かりしておりますけれども、その内訳になります。

ここまでが業務改善助成金の関係の説明になります。

次の資料 5 をご覧ください。こちらは、令和 3 年 7 月に内閣府で発表されました月例報告になります。ページ数は 25 ページです。

それからちょっと飛んでいただいて、資料 6 番、ページ数は 35 ページになります。日本銀行金沢支店が発表しました石川県の金融経済クォーターリーをおつけしております。

資料 7 番、41 ページになります。2021 年 7 月に発表しました令和 3 年 5 月の雇用賃金情報になっております。地域的には、ハローワーク金沢、ハローワーク津幡、ハローワーク小松、ハローワーク白山、ハローワーク羽咋の集計になっております。

次の別冊 1 につきましては、今、指導官から説明をさしあげた、最低賃金に関する基礎調査の報告になります。

次に、別冊 2 に移らせていただきます。こちら表示は資料 1 になってございますけど、1 ページめくっていただくと、右上に資料 No. 2 となっております。これは読み換えまして、資料 1 ということでご判断ください。

1 枚めくっていただきますと、令和元年度、2 ページ目が令和 2 年度のものとなります。向かって左から 20 番目が石川県の状況となります。これはいずれも見ていただきますと、令和元年度、令和 2 年度のいずれも最低賃金額が生活保護を上回っていることが確認できるかと思えます。

次に、この2ページの生活保護をもう1枚めくって3ページ目が資料No.3となっております。こちらに示されているのは資料No.3になりますけど、資料2とご理解ください。この資料2は、ページ数でいうと3枚になっております。

1ページ目には、地域最低賃金のランクごとの未満率と影響率を平成23年度から年度ごとに記載された資料となっております。石川県はCランクとなりますので、Cランクの平成23年度以降の推移をご覧ください。影響率は平成23年度から平成29年度まで3%台から9%台、平成30年度は12.7%、令和元年度は13.9%となっており、昨年度、令和2年度は4.5%となっております。また、この表からご覧のとおり未満率の推移も確認できます。未満率、影響率の説明につきましては、この表の下のあたり、注書きが書かれているかと思えますけれども、こちらのほうをご参考にしてください。

次に、またちょっとめくっていただきまして、資料No.4と表記されております資料No.3は、39ページまでの資料となっております。これは、賃金分布に関する資料となっております。各都道府県別のランクごとにまとめられた労働者の賃金の分布の状況をグラフで示したものとなっております。このグラフは、昨年6月に調査を行いました賃金構造基本統計調査の結果に基づき作成されたグラフとなっております。

6ページ目をご覧ください。左下の石川の方をご覧ください。これは石川県の一般労働者と短時間労働者を合わせた労働者の賃金分布のグラフとなっております。昨年の最低賃金額832円を基本に、その金額を中心とした分布状況を示したものとなっております。大体この832円のところに、本当に細かいんですけども、3,100人ぐらいが張りついていることが確認できるかと思えます。

次に、ページをちょっと飛んでいただきまして、この資料の39ページまで行っていただいて、次に、右上のところに資料5と書いてございますけど、今回は資料4と読み換えていただいて。

こちらにつきましては、令和3年度6月に内閣府から発表されました主要経済指標となっております。この資料は、我が国の経済状況を13に分けたものを海外の状況と比較いたしまして、アメリカ、アジア地域、ヨーロッパ地域、国際金融と4つに分けて状況が記載されております。

すみません、ページ数がないんですけども、参考資料、一番上に国際金融の株価、主要経済指標の国際比較、次のページが主要経済国際比較(2)、次が白紙となっております。委員からの追加要望資料というもので、右上に参考資料と表記されていると思えますけれども、こちらを資料5と読み換えていただければと思います。この資料は37ページまでとなっております。

この資料につきましては、公定初任給、あと高卒の推移とか、パートタイム労働者の1求人票当たりの募集賃金など、11項目に分けて数字というかデータが記載されております。

次に、別冊3になります。こちらは、自由民主党政調会から令和3年7月12日に提言しました提言書をおつけしております。

最後に、別冊4をご覧ください。こちらは、先日、日本労働組合総連合石川県連合会さんから当石川労働局長宛ての要請書がついております。あと、もう一つ、石川地方最低賃金審議会宛てに生協労連コープいしかわ労働組合さんからの意見書が提出されております。この石川労働局長宛ての要請書につきましては、要請内容が最低賃金に関する事項でありましたので、今回、資料というふうにつけさせていただきます。また、この労働局長に要請をいただいた文につきましては、後日、本省の労働基準局長宛てにご報告をさせていただく予定にしております。

以上で、資料の説明を終わります。

【高見会長】 ただいまの説明につきまして、質問等はありませんでしょうか。労働者側の皆さん、よろしいですか。

【小水委員】 特にないです。

【高見会長】 使用者側の皆さん、いかがですか。

【橋本委員】 特にございませぬ。

【高見会長】 公益の皆さん、よろしいですか。  
今の時点で、今までの説明についての質問はないということでございます。それ以外について、事務局から何かありますか。

【事務局】 室長 補足説明を先に。

【高見会長】 はい。

【事務局】 室長 そしたら、私からもう1点よろしいですか。

【高見会長】 どうぞ。

【事務局】 室長       先ほど、使用者側、連合から最低賃金に関する要望ということで3件いただきましたのを、会長のお手元に資料が置いてございます。内容をご確認いただきまして、各委員に配付が必要ということであれば、またご指示いただければと思います。

【高見会長】       これは、日本商工会議所、全国商工会連合会、それから全国中小企業団体中央会から出ております「最低賃金に関する要望～コロナ禍の厳しい経済情勢を踏まえ、「現行水準の維持」を～」というものと、それから、目安に対する先ほどの3団体のコメントと、あとは、石川県商工会議所連合会から、この審議会の委員である商工会連合会専務理事の尾崎委員に対して提出された要望についての書面でございます。これにつきましては、使用者側の皆さんの意見を反映していると思いますので、配付していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

労働者側の皆さん、よろしいですか。

公益の皆さん、よろしいですか。

じゃ、配付をお願いいたします。

(資料配付)

【高見会長】       資料は行き渡りましたでしょうか。

それでは、まず、先ほどの資料説明の中でありました日本労働組合総連合石川県連合会の要請書につきまして、労働者側の皆さんからご意見、補足説明等がありましたらお願いいたします。

【小水委員】       労働者側を代表して一言申し上げたいと思います。

要請書につきましては、添付されておりますが、労働局長宛てということでございまして、最低賃金の引上げに当たって、様々な施策、この部分は国にしっかりと要請をしていただきたいというのが大きな趣旨となっております。

最低賃金の審議会に向けては、先ほどの中央審議会の資料に労働者側の意見ということでありましたので、ほぼほぼ同意のものでございます。石川県の中でも目安が28円と示されたところがありますので、こちらの方を尊重した審議をぜひお願いしたいなというのが1点でございます。

労働者を代表して、連合側の目標で1,000円を目指しているんですが、最近では政府の目標が1,000円と大きく報道されておりますが、以前から労働組合として

は 1,000 円ということで求めてきているところでもあります。

各種の調査や、連合のほうで今回もアンケートを取らせていただきまして、その中でも 1,000 円未満という労働者はあまり多くはないというところも確認をしておりますし、本日の資料にもついておりますとおり、高卒の初任給でも時給 1,000 円を超えているという部分があります。

今回、目安が示されておりますが、ぜひこちらの方を尊重していただくことと、地域間格差はここ令和になって少しずつまた開きつつあるという状況であります。いろいろなデータが今回も資料としてついておりますが、最低賃金の低い県への労働者の流入というのはなかなか多くはないとデータも示しています。石川県においても、隣県の富山県であったり、大学で進学した先から帰ってこない、こういったことも大きな問題になっていきますので、労働力の流出の部分も確実に見られているというところもご認識をいただきながら、審議に当たっていただければありがたいと思っています。

それと、労働組合の側から申し上げますと、やはり賃金の低い労働者、最賃を少し出たぐらいで働いていらっしゃる労働者の中の多くは、エッセンシャルワーカーと言われる部類でございます。昨年も申し上げさせていただきましたが、我々も流通や医療現場や介護、保育、こういった現場で働いている仲間が多くいますが、やはり賃金は非常に厳しい状況です。生活も苦しい、最近では整理の貧困という言葉も出てきているとおりでございますが、様々な生活に支障が出ているということでもありますので、ぜひ今回の審議会においても早期の 1,000 円を目指して取組をお願いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【高見会長】 分かりました。ただいまのご説明、ご意見のほか、労働者側の皆さん、ご意見等はいかがでしょうか。よろしいですか。

使用者側の皆さん、いかがですか。

それでは、先ほど商工会議所、商工会連合会、それから中小企業団体中央会の要望書が今日の資料に載っていましたが、これを含めて、使用者側の方からご意見、ご説明等はいかがでしょうか。

【尾崎委員】 県の商工会連合会専務の尾崎でございます。

唐突に、先ほどペーパーを配らせていただきました。私どもは、中央審議会の方には、日本商工会議所と中小企業団体中央会が関与しておりまして、私ども全国商工会連合会は、中央の方では、最賃についての関与は特別な委員等のそういう関係での意見を述べるところはありません。

今回、配らせていただきましたのは、この中央審議会におきまして、商工会議所の方は特に委員にはなっておりません。その関係で、商工会議所の方から、先日、ぜひ全国の団体の動きを審議会の皆さんにしっかり伝えてくださいということで、私も委員になっているものですから、私の方に特別、石川県商工会議所連合会の会長名で文書が来ましたので、それをつけて皆さんにお配りさせていただきました。

先ほど連合の小水委員から労働者側の方の要請書のご説明がありましたけれども、急に配られたもので、皆さん中身を十分読まれていないと思いますので、私の方から簡単にかいつまんで、ペーパー2枚につきまして少し説明させていただきたいと思います。

今回の最低賃金の改定に際しましては、この中央審議会が始まる前に、その1ページの4月15日付で、3団体で意見をまとめて要望しております。この要望は、それぞれ時間差はありますけれども、関係大臣と菅総理の方にもこの要望は伝えてあるということでお聞きしております。

一応そういう中身を記載しているもので、その中の主なものを少し説明させていただきますと、この要望の中で、企業における事業の存続と雇用の維持を最優先課題として、コロナ禍の収束が見通せない中で、中小企業・小規模事業者の資金繰りや事業再構築等の経済支援に最優先で取り組み、今年度は、足下の景況感や地域経済の状況、雇用動向を踏まえ、現行水準を維持すべきであること、それから、生産性向上や取引適正化への支援等により中小企業・小規模事業者が自発的に賃上げできる環境を整備することを、このペーパーでは強く主張しております。

そして、2ページ目の7月14日に出了た目安に対するコメントの中段のところ、「東京都で4回目となる」のあたりの文脈ですけれども、これは到底納得できるものではないと。中小企業・小規模事業者の窮状、とりわけ困窮している飲食業や宿泊業などの事業者の実態や痛みを理解していない結論と言わざるを得ないということで、多くの経営者の心が折れ、廃業がさらに増加し、雇用に深刻な影響が出ることを強く懸念しているというふうに記載してあります。ここが今回のこのコメントのポイントであるかなと思っております。

それから、3枚目の、先ほども説明いたしましたが、商工会議所の方から、やはりこのあたりも中央最低賃金審議会の決定に対して、中小企業への経営の影響が強く懸念されるということもポイントとして記載してあります。

そして、そういう中で、この3団体が今回の目安に対して主張しているのは、現行の水準の維持ということで、そこを強く求めているということを念頭に置きながら、ぜひ地域最賃の決定をお願いしたいということがこの3ペーパーの趣旨であります。

一応そういう形で、皆さんに我々商工会連合会、3団体の今回の最賃に関する要望、そして目安のコメントについて説明させていただきました。審議の中で、ぜひこのペーパーの趣旨をご理解いただきながら、慎重な審議をお願いしたいと思っております。

【高見会長】 今の尾崎委員の説明に関して、その他の使用者側の皆さん、ご意見、ご説明のほうはいかがでしょう。

深見委員、発言されますか。

【深見委員】 いえ、今、尾崎委員から意見言われたとおりでございます。

【高見会長】 その他、橋本委員、いかがですか。

【橋本委員】 この要望の話ですか。

【高見会長】 それも含めてご意見等。

【橋本委員】 この要望については、尾崎委員に任されておりますので、それはそれでいいと思いますけど、なぜ地方でこういう要望が出てくるのかちょっと。中央でやるべきことではないかなと。中央でお決めになることを何で地方にこう、かつつけるのかわかりません。ただ、これは中央のところであまりいかなかったもので、地方でぜひこういう要望をしてくださいということで、多分要望になっているんですけど、ちょっと筋が違うかなという思いがしました。

それで、もう私どもが経済状況云々というのは言わなくても皆さん十分承知のことだと思います。コロナで人を動かすことを制限したのは国でございますので、これは国にきちんと責任を取っていただきたいというのが私らの思いです。だから、国の方針があつてこう決められたのなら、その負担はやっぱり国がしていけないと、それを使用者にさせるというのは非常に私は苦しいです。そこを重々、国の方にも働きかけていただきたいと思ひますし、今の雇用調整助成金で非常に雇用関係は良好でございました。ああいったすばらしい制度があるので、そういったものもこういったところに適用できないのか、最低賃金を上げたときに適用できないか、その辺を検討していただきたいなと思ひます。幾ら要望を国に出しても、全然訳の分からない措置が講じられて、全くメリットがない、どこにどうメリットがあるかわからないんですよ、いろんな助成措置を講じていただいても。でも、雇用調整助

成金は本当に分かりやすいし、あの制度をうまく活用できないものかなというのが1つと、これはちょっと労働者側は反対するかもしれないけど、あの財源を労働者側で何とか負担できんがかねというふうにご検討をお願いしたいと思います。

【高見会長】 雇用調整助成金は、経済対策を政府が講じるという方向で検討しているとか報道では伝えられておりますし、恐らく助成金についてもいろいろ要件緩和をされたりするという話も聞いていますので、今おっしゃられた橋本さんのご意見は、恐らく全国他の地域からも政府に伝わっていると思います。この審議会の中でも、十分またそういうご意見をいただいて、それが多分国に伝わると思うので、この審議がそういう方向でも役立つものになると期待しているところでございます。

その他、いかがですか、使用者側の皆さん。敷波委員、いかがですか。

【敷波委員】 特にないです。

【高見会長】 眞田委員。

【眞田委員】 ないです。

【高見会長】 尾崎委員、改めてよろしいですか。

【尾崎委員】 そうですね、先ほど専門部会のことは言わせていただきましたので。

【高見会長】 分かりました。

労働者側の皆さん、よろしいですか。

公益の皆さんもよろしいですか。

それでは、ご意見もないということでございますので、続きまして、議題3、特定最低賃金の改正申出につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 指導官 ご説明申し上げます。

特定最賃の改正申出の締切りは7月末日までとなっておりますが、本日配付いたしましたお手元の資料No.9、ページ数で言いますと46ページ以降のとおり、今日現在、電気、紡績、百貨店の3件の特定最賃について、それぞれ改正決定の申出書の提出を受けております。今後、申出内容を審査し、申出要件を満たしているかなどを確認し、その結果を8月23日開催予定の本審で報告することとしております。

【高見会長】 ただいまの説明につきまして、ご問等はございませんでしょうか。  
労働者側の皆さん、よろしいですか。どうぞ。

【黒谷委員】 今もご報告があったとおり、3点の申出ということになっているんですけども、申し訳ございません、機械と自動車が遅れているということではありますが、期日までに必ず出したいと思っていますので、その点についてご理解いただければということをお願いをしておきたいと思います。

【高見会長】 特定最低賃金の申出につきまして、使用者側の皆さん、よろしいですか。橋本委員、よろしいですか。  
公益の皆さんもよろしいでしょうか。  
それでは、議題（3）の③その他に入りたいと思います。事務局から何かありませんでしょうか。

【事務局】 指導官 特にごございません。

【高見会長】 それでは、本日予定しておりました議題の審議はこれで終わることになりますけど、ほかに特にご意見、ご質問等はないでしょうか。  
労働者側の皆さん、よろしいですか。  
使用者側の皆さん、いかがでしょうか。

【橋本委員】 よろしいです。

【高見会長】 公益の皆さん、よろしいでしょうか。  
それでは、議題の審議を終わりたいと思います。事務局から連絡事項があればお願いいたします。

【事務局】 指導官 石川県最低賃金専門部会の委員につきまして、公益委員については局長が任命を行い、労働者代表委員、使用者代表委員については関係労働組合及び関係使用団体からご推薦のあった候補者から局長が任命を行ったところです。各委員につきましては、本日お配りの資料No.8、ページ数でいうと44ページの石川県最低賃金専門部会委員名簿のとおりとなりましたので、ご報告いたします。

次回の本審議会は、8月5日木曜日午後3時30分から、6階共用第1会議室で

の開催を予定しておりますが、石川県最低賃金専門部会の決議が全会一致で行われた場合には、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、本審議会は開催されませんので、その際は改めて各委員の皆様方にお電話等によりご連絡させていただきます。

【高見会長】

次回の本審議は公開といたしますが、仮に金額審議となった場合は、その間は非公開といたしたいと思います。

以上をもって本日は終了といたします。どうもありがとうございました。